

# いじめのない安全・安心な教育環境をつくるために ～「千葉県いじめ防止基本方針」が改定されました。～

## 対応のポイント①

～基本的な考え方(いじめの定義、インターネット上のいじめ)～

改定された国の基本方針を参酌し、県内のいじめの実情に合った基本方針となるように見直しが行われ、平成29年11月に『千葉県いじめ防止基本方針』が改定されました。改定をふまえた対応のポイントを以下に示します。

### 1. いじめの定義

(事例)

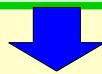
Aさんは、同じクラスのBさんに、ふざけながら頭をたたかれた。Aさんは泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。担任は、Bさんに事実を確認したところAさんをたたいたことを認めため注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

この事例はいじめにあたると思いますか？ YES NO

ポイント ⇒ 「けんかやふざけ合い」であっても、いじめとして背景にある事情を調査すること

(定義) いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、この場合、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織で情報共有することが必要となる。

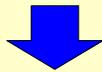
### 2. インターネット上のいじめ

(事例)

ある学校で、生徒Aのスマホ(SNS)に友達の身体的な点をからかう画像が掲載されていることを担任Bが見つけた。投稿した子どもはリーダー格であり、担任としては問題が大きいと思い、管理職と相談した結果、早急に家庭訪問をすることになった。家庭訪問で事情を説明したところ、掲載した子どもはこうした投稿はまずいと思って、掲載した翌日には削除しており、保護者は、やったことは悪いことだと認識しつつも、遊び半分のことであり、既に削除したのだから問題はないと言っている。

この事例はすでに削除してあるので対応しなくてよい？ YES NO

ポイント ⇒ 「画像や動画が消去されたもの」であっても、インターネット上のいじめとして事情を調査すること



インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」)への対応として、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。一度インターネット上で拡散してしまたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

**※担任ひとりで悩まずに、学校全体で組織的に対応すること。**

## 対応のポイント②

### ～いじめ防止等の取組の具体化～

#### 1. いじめの防止

《学級担任等》

- ・日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

#### 2. 早期発見

《学級担任等》

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。



#### 3. いじめに対する措置

(1) 情報収集

- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻に個別の聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割分担)
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 子どもへの指導・支援

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、不満やストレスがあってもいじめに向かうのではなく、適切に対応できる力を育む。

《保護者との連携》

- ・家庭訪問(加害者側にも被害者側にも、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

## 4. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 対応のポイント③

～いじめ防止等のために学校が実施すべき施策～

### 学校のいじめ防止等の対策の確認

○あてはまるものにし点を付けてください。

- いじめへの対応に当たり、丁寧な説明を正確に行っている。
- 学校のいじめ対策組織の構成メンバーや役割について知っている。
- 協議や対応する内容に応じて組織の構成が柔軟に定められていることを知っている。
- 教員のいじめの対応力強化やいじめの組織的な対応についての校内研修を行っている。
- いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全教職員が共通理解している。

### （学校いじめ防止基本方針）

**第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。**

各学校は、法第13条に基づき自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、年間の学校教育活動全体を通じて、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

策定した基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時、年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

**第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策の為に組織を置くものとする。**

「学校いじめ対策組織」は、法第22条に基づき、当該学校の複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から各学校の実情に合わせて決定）や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される。

心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーその他専門的な知識を有する者として、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。

学校いじめ対策組織は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応できるような体制とすることが必要であり、特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うこと。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て当該組織に報告・相談する。情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

**警察や児童相談所等外部機関との連携も重要です。**

## 対応のポイント④

### ～重大事態への対処(法第28条)～

#### 1. 重大事態を把握する端緒

- (1)第1号 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき  
(2)第2号 いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき  
※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして対策組織をつくり調査・報告を行う。

#### 2. 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、公立学校は設置者の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ事態発生について報告する。国立学校は学長を通じて文部科学大臣へ、私立学校は所轄する県知事へ報告する。

#### 3. 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。調査主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合がある。公立学校の場合は設置者は教育委員会、国立学校は国立大学法人、私立学校は学校法人が設置者となる。

#### 4. 調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

#### 5. 調査の実施

いじめ行為が「いつ、誰から行われ、どのような態様か、背景事情や人間関係、学校・教職員の対応」等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

#### 6. 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供をする。調査結果は、公立学校は地方公共団体の長へ、国立学校は文部科学大臣へ、私立学校は県知事へ、それぞれ報告する。

※詳しくは、千葉県ホームページに本文がアップロードされています。

(「千葉県いじめ防止対策推進条例」「千葉県いじめ防止基本方針」で検索、又は右のQRコードを御利用ください。)



千葉県いじめ防止対策推進条例

## 対応のポイント⑤

### ～調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は知事による再調査及び措置～

#### 1. 再調査

文部科学大臣、地方公共団体の長、県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行う。

#### 2. 再調査を行う機関の設置

附属機関として専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。ただし、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

#### 3. 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。国立学校や私立学校も法の規定に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。